

# 出産する医療機関で、以下の制度を利用しますか？

受取代理制度

事前に健康保険組合へ  
出産育児一時金(受取代理用)を提出

出産費用が50万円(注)を  
超えましたか

はい

医療機関へ超えた分  
の差額を支払う  
※健保への手続きは不要

いいえ

出産費用と  
出産育児一時金との差額を支給

直接支払制度

出産費用が50万円(注)を  
超えましたか

はい

いいえ

医療機関へ超えた分  
の差額を支払う  
※健保への手続きは不要

出産費用と  
出産育児一時金との差額を支給

両方利用しない

医療機関へ  
出産費用を支払う

健康保険組合へ  
出産育児一時金  
請求書を提出

出産育児一時  
金を支給

手続き不要 (医療機関から健保への請求時に自動払い)

(注)産科医療補償制度に加入していない医療機関での出産は48万8千円